

茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者の社会参加の促進や自立した生活を支援することを目的として活動する団体（以下「団体」という。）が実施する社会見学、外出等の事業に対し、市が補助金を交付することにより障害者の社会参加を促進し、もって障害者の社会生活の充実を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が20人以上の団体であること。ただし、構成員のうち障害者が10人以上の団体とする。
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）若しくはその統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。
- (4) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、障害者の社会参加の促進を目的として実施する社会見学、外出等の事業（当該団体の構成員のうち障害者10人以上が参加するものとする）。

(補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、当該事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) バスの借上料金
- (2) バスの駐車料金

(補助金額)

第5 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 借り上げたバスのうちリフト付き特殊車両の台数が1台以下の場合 補助対象経費の合計額又は200,000円のいずれか少ない額
- (2) 借り上げたバスのうちリフト付き特殊車両の台数が2台以上の場合 補助対象経費の合計額又は300,000円のいずれか少ない額

2 前項の規定による補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第6第2項の規定により補助金の交付を同一年度に2回受けるときは、第1項の規定にかかわらず、補助額の合計額は、借り上げたバスのうちリフト付き特殊車両

の合計台数が1台以下のときは200,000円を、2台以上のときは300,000円を超えることはできない。

(交付の制限等)

第6 同一の団体が補助金の交付を受けることができる回数は、同一年度につき1回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、団体は、当該団体の構成員の障害の程度、人数その他の状況により、補助金の交付を受けようとする当該事業を1回で実施することが困難であると認められる場合にあつては、同一年度につき2回を限度として補助金の交付を受けることができる。この場合において、各構成員（引率者（その者が付添わなければ、当該事業の実施が困難であるような者）を除く。）の当該事業への参加は、同一年度につき1回に限るものとする。

3 前項の場合において、補助金の交付申請その他必要な手続は、その都度行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体の定款、規約、会則等の写し

(4) 団体の活動内容が確認できる資料（総会資料、チラシ、構成員名簿等）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し茨木市障害者社会参加促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号）及び変更収支予算書（様式第7号）を提

出して市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は、第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付変更承認通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市障害者社会参加促進事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書（写）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、茨木市障害者社会参加促進事業補助金確定通知書（様式第12号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（検査）

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の団体に対して、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

- 2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等

を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業完了後の請求額が、申請時の見積額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18 市長は、第17の規定により補助金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に支給されているときは、茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付取消通知書兼返還命令書（様式第15号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(市長の指示)

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年9月26日から実施し、同年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助に

については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月25日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第16の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付申請書

茨木市障害者社会参加促進事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 事業の目的

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体の定款、規約、会則等の写し
- (4) 団体の活動内容が確認できる資料（総会資料、チラシ、構成員名簿等）

5 補助対象要件（要綱第2に規定する要件）について

- 政治又は宗教的活動を目的とした団体ではありません。
- 暴力団若しくはその統制下にある団体、又は暴力団構成員の統制下にある団体ではありません。

様式第4号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市障害者社会参加促進事業補助金は、次の
条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

様式第5号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市障害者社会参加促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市障害者社会参加促進事業補助金については、次の理由により不交付とします。

不交付の理由

年 月 日

茨木市長

様式第6号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市障害者社会参加促進事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

7 添付書類

変更収支予算書（様式第7号）

様式第8号（第9関係）

年 月 日

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市障害者社会参加促進事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 変更増減額 | 円 |
| 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第9号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名 ㊟

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市障害者社会参加促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 事業報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

様式第12号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市障害者社会参加促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市障害者社会参加促進事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金確定額 円

年 月 日

茨木市長

様式第13号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市障害者社会参加促進事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額 円

様式第14号（第17関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け茨木市障害者社会参加促進事業補助金実績報告書を審査の結果、補助金の交付決定を取消すことに決定しましたので、通知します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金取消額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第15号（第18関係）

茨 第 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 名

様

茨 木 市 長

茨木市障害者社会参加促進事業補助金交付取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け茨指 第 号で通知した茨木市障害者社会参加促進事業補助金の交付決定については、次のとおり取消しを行います。

また、既に交付を受けている補助金については、次のとおり返還してください。

| | | |
|----------|--|------------------------|
| 1 事業の名称 | | |
| 2 交付決定額 | 円 | |
| 3 取消しの根拠 | 茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱 第17 第 号 | |
| 4 取消しの理由 | | |
| 5 補助金の返還 | 茨木市指令 第 号 | |
| | この取消しにより、既に交付している補助金等について、次のとおり返還してください。 | |
| | 返還の根拠 | 茨木市障害者社会参加促進事業補助要綱 第18 |
| | 返還金額 | 円 |
| | 返還期日 | 年 月 日 |
| 返還方法 | 添付の納入通知書による。 | |
| 6 備 考 | | |